

決算検査報告に見る検査対象

決算委員会調査室 亀澤 宏徳

1. はじめに

会計検査院（以下「検査院」という。）は、憲法第 90 条の規定に基づき決算検査報告（以下「検査報告」という。）を作成し、検査報告は、内閣に送付された後、内閣から国会に毎年提出される。平成 26 年 11 月に提出された平成 25 年度決算検査報告について言えば、検査院が 26 年次¹に 5,000 を超える団体等について検査した結果であって、法令・予算違反や不当事項など不適切又は不合理な事態が多数記述されている。

他方、27 年 3 月、検査院は、「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」を公表した。同報告は、参議院決算委員会が 24 年 8 月、検査院に対し、東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について会計検査を行うよう要請したことに基づくもので、25 年 10 月の報告に続いて二回目の報告である。検査院が、内閣府、文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構²（以下「原賠機構」という。）とともに、東京電力株式会社（以下「東電」という。）を対象に検査を実施した結果である。

民間企業である東電に対し、検査院が重点的に検査を実施するのは異例の措置であるが、東電は 24 年 7 月、国から出資を受けた原賠機構から更に出資を受けて、国が資本金を出資したものが更に出資しているものとなったことから、会計検査院法（以下「院法」という。）第 23 条第 1 項第 5 号により、新たに検査院の検査対象となったものである。

そこで、本稿では検査報告等を基にして検査院の検査対象の概要を述べるとともに、検査の対象と指定の在り方について考察してみることにする。

2. 検査院の検査対象の概要

検査院は、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行っており（院法第 20 条）、検査対象としては、検査院が必ず検査しなければならないもの（必要的検査対象、院法第 22 条）と、検査院が必要と認めるときに検査することができるもの（選択的検査対象、院法第 23 条）とがある。検査院は、国の会計の全ての分野のほか、政府関係機関等国が出資している団体、国が補助金その他の財政援助を与えている都道府県、市町村、その他法人を対象に検査を行っている。

¹ 25 年 10 月から 26 年 9 月までの検査実施期間

² 原賠機構は、23 年 9 月、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等を目的として、原子力損害賠償支援機構法に基づき設立されたもので、政府が 70 億円、原子力事業者等 12 社が 70 億円の計 140 億円出資している。そして、原賠機構は、24 年 7 月、東電に対し 1 兆円の出資を行った。また、26 年 8 月、原子力損害賠償支援機構から原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ名称変更した。

(1) 必要的検査対象

検査院が行う検査の範囲としては、国の会計との結び付きが強いものを必要的検査対象としている。院法第 22 条第 1 号～第 3 号により、検査対象として①国の毎月の収入支出、②国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払、③国の債権の得喪、国債その他の債務の増減が定められており、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府ほか 11 省等国の全ての機関が該当する。

また、院法第 22 条第 5 号により、国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計として、220 法人³が該当する。その内訳としては、政府関係機関⁴が 4 法人、事業団等が 34 法人、独立行政法人が 93 法人⁵、国立大学法人が 86 法人、大学共同利用機関法人が 4 法人となっている⁶ (図表 1)。

図表 1 政府関係機関及び事業団等
政府関係機関

沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	株式会社国際協力銀行
------------	--------------	----------------------	------------

事業団等

日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会	預金保険機構
東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社
日本司法支援センター	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
株式会社産業革新機構	日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構
新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構			

(注) 事業団等には、以上のほか清算中のものなどが 9 団体ある。

(出所) 会計検査院資料より作成

さらに、院法第 22 条第 6 号により、法律により特に検査院の検査に付するものと定められた会計として、日本放送協会が該当する⁷。

他方、国の業務との関連性による連結対象の観点から、「国の財務書類」を見てみると、

³ 27 年 1 月時点。以下、他の検査対象の団体数についても同じ。

⁴ 特別の法律によって設立された全額政府出資の法人で、その予算について国会の議決を必要とする機関である。

⁵ 独立行政法人のうち、統計センター、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館及び農業者年金基金の 4 法人については、国が出資しておらず、国からの運営費交付金が交付されるため、後述の選択的検査対象となっている。

⁶ 「国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

⁷ 放送法第 79 条に規定されている。

財務省が「省庁別財務書類」のほかに、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を連結した「連結財務書類」についても併せて作成している。この国との業務関連性により連結する法人は、「国（各省庁）が監督権限を有し、国（各省庁）から財政支出を受けている法人」とされ、25年度における連結対象法人は、214法人となっている⁸（独立行政法人101、国立大学法人等90、特殊法人14、認可法人3、事業団1、公庫1、その他特殊法人4）。この連結対象法人は、全て検査院の検査対象に含まれていることが分かる。ただし、日本銀行は、省庁の監督権限が限定され、政府出資の額が僅少であることを理由に連結対象となっていない⁹。

（２）選択的検査対象

選択的検査対象について、検査院が検査の必要を認めて検査を行うときは、院法第11条第3号により、検査官会議¹⁰の議決によりその決定を行うこととなっている（検査指定）。

検査院は、①国の所有又は保管する有価証券、国の保管する現金・物品、②国以外のものが国のために取り扱う現金・物品・有価証券の受払について検査する（院法第23条第1項第1号、2号）。

このほか、院法第23条第1項第3号により、国が直接又は間接に補助金などを交付し又は貸付金などの財政援助を与えているもの（いわゆる財政援助団体）の会計としては、都道府県、国家公務員共済組合連合会等66団体が継続指定されるとともに、市区町村、農業協同組合等各種法人等5,004団体（26年次実績）が、特定の会計年度の会計に限り検査を行うもの（年度限定指定）とされている（図表2）。

図表2 財政援助団体
継続指定 66 団体

都道府県 47	国家公務員共済組合 連合会 ほか 18
---------	------------------------

年度限定指定 5,004 団体(26年次実績)

市区町村 1,372	農業協同組合等 各種法人 2,787	その他 845
------------	-----------------------	---------

（注）各種法人として、学校法人、宗教法人、公益法人等があり、その他として、国から補助金等の交付を受けた企業、個人事業者がある。

（出所）会計検査院資料より作成

院法第23条第1項第4号により、国が資本金の一部（2分の1未満）を出資しているものの会計としては、中部国際空港株式会社等7法人が継続指定されている（図表3）。

⁸ 25年度末時点。『平成25年度国の財務書類』（平27.3）（財務省主計局）218～222頁

⁹ 『「国の財務書類」ガイドブック』（平27.1）（財務省主計局）34頁

¹⁰ 検査官会議は、3人の検査官により構成され、その合議によって検査院としての意思決定を行う。

図表3 国が資本金の2分の1未満を出資しているもの

継続指定 7 法人

中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫 ^(注)	日本たばこ産業株式会社	

(注) 財政援助団体（継続指定）にも含まれている。

(出所) 会計検査院資料より作成

院法第23条第1項第5号により、国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計としては、北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR北海道」という。）等16法人が継続指定されている（図表4）。また、このほか、検査対象年度を限定して検査指定しているものが15団体ある。これらは、いわゆる国の孫出資法人である。

図表4 国が資本金を出資したものが更に出資しているもの

継続指定 16 法人

北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社
東京湾横断道路株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険	株式会社整理回収機構
株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	関西国際空港土地保有株式会社	東京電力株式会社 ^(注)

(注) 財政援助団体（継続指定）にも含まれている。

(出所) 会計検査院資料より作成

院法第23条第1項第6号により、国が借入金の元金や利子の支払を保証しているものの会計としては、一般財団法人民間都市開発推進機構、独立行政法人農業者年金基金、地方公共団体金融機構¹¹の3法人が継続指定されている¹²。

さらに、院法第23条第1項第7号により、国又は国の2分の1以上出資法人の工事その他の役務の請負人若しくは業務等の受託者又は物品の納入者のその契約に関する会計として、193団体（26年次実績）が指定されている。

従来、選択的検査対象のうち、検査対象の契約先の会計については、「国の工事、物品の納入者のその契約に関する会計」に限定されていたが、業務委託等の推進などによる公共調達契約の多様化、行政改革による国の機関の法人化などを背景として、17年の院法改正により、その範囲が「国又は国の2分の1以上出資法人の工事、役務、物品の納入者のその契約に関する会計」にまで広がることとなるなど検査機能が強化された。

これは、検査院が国等の行う契約の真実性又は妥当性を把握するため、取引の相手方の

¹¹ 地方公共法人である地方公共団体金融機構は、20年8月、地方公営企業等金融機構として設立され、同年10月に公営企業金融公庫の資産・債務を承継した（21年6月に改組）。

¹² このうち、民間都市開発推進機構、農業者年金基金は、財政援助団体（継続指定）にも含まれている。

会計を検査することができることとされたもので¹³、工事の請負業者、物品の納入業者等が対象となる。

3. 近年の検査対象の推移

検査院の検査対象は、国の会計のみならず国が出資している団体や国が財政援助を与えている団体等にまで幅広く及んでいるが、戦後、我が国の行政需要の拡大、多様化等に伴って、国の出資団体の設立・改廃が数多く見られた。

すなわち、昭和 20 年代以降、それまで主に国が行っていた事務・事業を引き継ぐ形で、公共企業体である日本専売公社（以下「専売公社」という。）、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）及び日本電信電話公社（以下「電電公社」という。）の 3 公社や政府が全額を出資する公庫、銀行等の政府関係機関、公共事業等を行う公団、事業団、協会等が相次いで設立され、これらの団体は必要的検査対象となった。近年の主な対象機関の変遷は、以下のとおりである。

（1）必要的検査対象

ア 政府関係機関

政府関係機関は、平成 18 年度時点で、6 公庫 2 銀行（国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行）であったが、同年度末に住宅金融公庫が独立行政法人に移行し¹⁴、20 年 10 月以降は、政策金融改革による統廃合¹⁵を経て、現在、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門¹⁶、株式会社国際協力銀行¹⁷の 4 法人となっている。

イ 独立行政法人

独立行政法人は、各府省の行政活動から政策の実施部門のうち、一定の事務・事業を分離し、当該機関に国とは別の独立した法人格を有する法人として設立されるものである。独立行政法人には、国の機関の一部を切り出して設立されたものや特殊法人から移行したものなどがある。13 年 4 月、独立行政法人国立博物館等 57 法人が、16 年 4 月、独立行政法人国際協力機構等 30 法人が設立され、それ以降も、新法人の設立や法人の統廃合が随時行われ、27 年 1 月時点で 93 法人となっている。

なお、ここで検査対象としている独立行政法人は、国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人であるため、国からの出資がない「統計センター」、「経済産業研究所」、「工業所有権情報・研修館」の各独立行政法人は、必要的検査対象に該当せず、国から運営

¹³ 一般財団法人公会計研究協会『会計検査院法の解説』（全国会計職員協会、平成 26 年）106 頁

¹⁴ 住宅金融公庫は、19 年 4 月に解散し、新たに独立行政法人住宅金融公庫が設立された。

¹⁵ 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融部門）は、20 年 10 月に解散し、新たに株式会社日本政策金融公庫が設立された。

¹⁶ 国際協力銀行の海外経済協力業務は、20 年 10 月に同行の解散に伴い、独立行政法人国際協力機構に承継された。

¹⁷ 株式会社日本政策金融公庫の国際部門であった国際協力銀行は、24 年 4 月に同公庫から分離され、新たに株式会社国際協力銀行として設立された。

費交付金が交付されることから選択的検査対象の財政援助団体に位置付けられる。同様に国からの出資がなく、運営費交付金を交付されている「独立行政法人農業者年金基金」は、国が基金の長期借入金に係る債務保証を行っているため、国が借入金の元金や利子の支払を保証しているものとして、選択的検査対象となっている。

ウ 国立大学法人等

国立大学法人は、国の行政組織の一部である国立大学について、各大学に独立した法人格を与えて設立されるもので、独立行政法人の一形態である。16年4月1日、国立大学法人北海道大学等89法人が設立された。また、大学共同利用機関(15機関18研究所)は、再編した上で法人化され、同日、大学共同利用機関法人人間文化研究機構等4法人が設立された。その後、大学法人の統廃合を経て、現在、国立大学法人が86法人、大学共同利用機関法人が4法人となっている。

エ 事業団等

国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち、前述の政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等を除く事業団等としては、公社、公団を前身とする法人があり¹⁸、主な対象法人は、次のとおりである。

日本郵政株式会社は、明治以来、国営の郵政事業(郵便、郵便貯金、簡易保険)として行われていたものがその前身であり、段階的に組織が改編されてきた。平成15年4月、郵政事業庁(総務省の外局)から移行する形で、日本郵政公社(以下「郵政公社」という。)が設立され、その後、郵政民営化関連法の成立に伴い、18年1月、郵政民営化の企画準備を行う会社として、郵政公社が全額出資する日本郵政株式会社が設立された。また、19年10月、郵政公社は解散し、郵政事業は、日本郵政グループ(日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険)と独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構へそれぞれ移管された¹⁹。このうち、全額政府出資の日本郵政株式会社が、事業団等の法人に該当している。

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3社」という。)については、昭和31年4月、有料道路の建設及び管理を行う法人として設立された日本道路公団が前身で、その後、公団の民営化に伴い、地域別に分社化された。

道路関係4公団(日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団)²⁰のうち、日本道路公団は、道路公団民営化関連法の成立に伴い、平成17年10月1日解散し、同日NEXCO3社が設立された。また、同日、首都高速道路公団は首都高速道路株式会社(以下「首都高速」という。)へ、阪神高速道路公団は阪神高速道路株式会社(以下「阪神高速」という。)へ、本州四国連絡橋公団は本州四国連絡高速道路会

¹⁸ 政府保有株式の詳細、売却状況については、『国有財産レポート』(平26.7)(財務省理財局)69～70頁を参照。

¹⁹ 18年9月に株式会社ゆうちょ(19年10月からゆうちょ銀行)、株式会社かんぽ(19年10月からかんぽ生命保険)がそれぞれ設立された。

²⁰ 首都高速道路公団は昭和34年6月に、阪神高速道路公団は37年5月に、本州四国連絡橋公団は45年7月にそれぞれ設立された。

社（以下「本四高速」という。）へそれぞれ移行した。さらに、高速道路に係る資産の保有・貸付け、債務返済等を行う法人として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が併せて設立された。このうち、NEXCO 3 社及び本四高速が、事業団等の法人に該当している²¹。

成田国際空港株式会社は、昭和 41 年 7 月、新東京国際空港の設置及び管理を行う法人として設立された新東京国際空港公団がその前身である。同公団は、成田国際空港株式会社法の成立に伴い、平成 16 年 4 月 1 日解散し、同日、全額政府出資の成田国際空港株式会社が設立された。

新関西国際空港株式会社は、昭和 59 年 10 月、関西国際空港の設置及び管理を行う法人として設立された関西国際空港株式会社²²がその前身である。関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の成立に伴い、平成 24 年 4 月、全額政府出資の新関西国際空港株式会社が設立された²³。この成田国際空港株式会社と新関西国際空港株式会社が、事業団等の法人に該当している。

東京地下鉄株式会社は、昭和 16 年 7 月、東京都区部で地下鉄を経営する法人として設立された帝都高速度交通営団がその前身である。東京地下鉄株式会社法の成立に伴い、平成 16 年 4 月、東京地下鉄株式会社²⁴が設立された。同社は、事業団等の法人に該当している。

日本年金機構は、社会保険庁の廃止に伴い、同庁が行っていた公的年金に係る徴収・給付等の運營業務を担う組織として、22 年 1 月に設立された。また、全国健康保険協会は、政府管掌健康保険を運営していた社会保険庁から業務を移管する形で、20 年 10 月に設立された。両法人ともに、事業団等の法人に該当している。

事業団等の法人については、12 年頃まで公団や事業団などの特殊法人が多くを占めていたが、その後、独立行政法人制度が創設され、特殊法人から独立行政法人へ移行したものの、組織の廃止・民営化を含めた統廃合がなされたものが相次ぎ、事業団等の法人数は、14 年次の 73 から 26 年次の 34 へと減少してきた。

他方で近年、国等の機関が出資する官民ファンド²⁵である株式会社産業革新機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構や、福島第一原子力発電所事故に伴う原賠機構が新たに設立されており²⁶、いずれも事業団等の法人に該当

²¹ NEXCO 3 社は国が全額出資する法人であり、本四高速は国が 3 分の 2 を、地方公共団体が 3 分の 1 を出資する法人である。保有割合は 27 年 6 月末時点のもので、以下、後述の法人についても同じ。

²² 関西国際空港株式会社は、国が 2 分の 1 以上を出資する法人であった。

²³ 関西国際空港株式会社と大阪国際空港株式会社は、24 年 7 月に経営統合した。また、24 年 7 月に空港用地の保有及び管理業務を行う関西国際空港土地保有株式会社が関西国際空港株式会社から移行し、同月解散した関西国際空港用地造成株式会社の権利及び義務を承継した。

²⁴ 東京地下鉄株式会社は国が 53.4%、東京都が 46.6%を出資する法人である。

²⁵ 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議によれば、官民ファンドは、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出等の政策的意義のあるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間の投資を活性化させるものであり、民間主導の経済成長の実現を目的としている。

²⁶ 産業革新機構は 21 年 7 月、農林漁業成長産業化支援機構は 25 年 1 月、民間資金等活用事業推進機構は 25

している。

(2) 選択的検査対象

ア 国が資本金の2分の1未満を出資しているもの

国が資本金の2分の1未満を出資している対象法人のうち、公社、公団を前身とする法人を中心に見ると、次のとおりである。

日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、昭和60年4月、電電公社の民営化に伴い発足した。発足当初は全額政府出資であるため必要的検査対象に位置付けられていたが、数度にわたる株式売却により、平成11年11月、同社は国が資本金の2分の1未満を出資している法人となった²⁷。

道路関係4公団の民営化に伴い、NEXCO3社及び本四高速が必要的検査対象となったことは前述のとおりであるが、他方で、首都高速及び阪神高速は、17年10月、国が資本金の2分の1未満を出資している法人となった²⁸。

日本アルコール産業株式会社は、18年4月、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの移管及びアルコール専売の民営化に伴い発足し（全額政府出資）、必要的検査対象であったが、その後の株式売却により、20年3月、同社は国が資本金の2分の1未満を出資している法人となった²⁹。

株式会社商工組合中央金庫は、20年10月、政策金融改革の一環として民営化され、それまでの必要的検査対象から、国が資本金の2分の1未満を出資している法人となった³⁰。

日本たばこ産業株式会社は、昭和60年4月、専売公社の民営化に伴い発足し（全額政府出資）、必要的検査対象であったが、数度にわたる株式売却により、平成25年2月、同社は国が資本金の2分の1未満を出資している法人となった³¹。これらの法人は、いずれも検査対象の会計年度が限定されていない継続指定となっている。

イ 国が資本金を出資したものが更に出資しているもの

国が資本金を出資したものが更に出資しているもの（国の孫出資法人）のうち、公社を前身とする法人を中心に見ると、次のとおりである。

JR北海道を始めとするJRグループ各社³²は、昭和62年4月、国鉄の分割・民営化に伴い発足した。発足当初は、国鉄から移行した日本国有鉄道清算事業団³³がグループ

年10月、海外需要開拓支援機構は25年11月、海外交通・都市開発事業支援機構は26年10月にそれぞれ設立された。

²⁷ 27年6月末時点で、国が保有する同社株式の比率は33.3%である。

²⁸ 国が保有する同社株式の比率はいずれも49.9%である。

²⁹ 国が保有する同社株式の比率は33.3%である。

³⁰ 国が保有する同社株式の比率は46.4%である。

³¹ 国が保有する同社株式の比率は33.3%である。

³² JR北海道のほかに、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）、四国旅客鉄道株式会社（JR四国）、九州旅客鉄道株式会社（JR九州）及び日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）がある。

³³ 同事業団は、平成10年10月に日本鉄道建設公団へ、15年10月に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構へ名称変更された。

各社の全株式を所有しており、各社はいずれも国の孫出資法人であったが、このうちJR東日本は、平成14年6月、日本鉄道建設公団が保有する株式を全て売却したことにより（完全民営化）検査対象から外れた³⁴。同様に、JR西日本及びJR東海の両社についても、16年3月、18年4月にそれぞれ完全民営化されたことにより、検査対象から外れた。なお、JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物の4社は、現在も引き続き国の孫出資法人として指定されている³⁵。

国が資本金の2分の1未満を出資している法人であるNTTについては前述したが、同社は11年7月に再編成が行われ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の3社に分割された。また、NTTは、グループ3社等の持株会社となった。これにより、3社はいずれも国の孫出資法人として指定されている。

他方、昭和63年5月、NTTから全額出資する形で設立されたエヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（平成10年8月から株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」という。））は、国の孫出資法人として指定されていたが、その後、数度におわたるNTT株式の放出等に伴い、国のNTTに対する持株比率及びNTTのNTTデータに対する持株比率が低下し、孫出資の関係が希薄になり追加出資が行われる状況にならないこと、NTTデータの経営が安定してきたこと及び電気通信事業分野が市場競争に委ねられるようになってきたことから、継続的に検査を行う必要が薄れたと認められ、同社の検査を平成18事業年度分の会計までとすることとされた³⁶。

また、平成3年8月、NTTから分社化して設立されたエヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社（25年10月から株式会社NTTドコモ）は、国の孫出資法人として指定されていたが、NTTデータと同様の理由により、同社の検査を平成18事業年度分の会計までとすることとされた。

郵政公社を前身とする日本郵政グループについては、前述のとおり、19年10月、日本郵政株式会社の子会社として、郵便事業、郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の各社が設立されたが（24年10月に「郵便局」と「郵便事業」は統合して「日本郵便」が発足）、これら事業会社は、日本郵政株式会社が全額出資する法人となり、国の孫出資法人として指定されている。

近年新たに設立された法人としては、預金保険機構等が出資する株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構があり³⁷、国の孫出資法人として指定されている。

³⁴ 『会計検査院百三十年史』（平成22年）（会計検査院）284頁

³⁵ JR九州については、27年6月、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が全額保有する株式について28年度を目途に売却することとしている。

³⁶ 『会計検査院百三十年史』（平成22年）（会計検査院）285頁

³⁷ 地域経済活性化支援機構は21年10月に株式会社企業再生支援機構として設立され（25年3月に名称変更）、東日本大震災事業者再生支援機構は24年2月に設立された。

東電は、首都圏を事業地域とする電力会社（昭和 26 年 5 月設立）であるが、前述のとおり、平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償のために、24 年 7 月に原賠機構から出資を受けたことにより、国の孫出資法人として指定されている³⁸。これらの法人は、いずれも継続指定されている。

4. 検査の対象と指定

本稿では、必要的検査対象及び選択的検査対象の概要、近年の推移について述べてきたが、必要的検査対象が、院法及び関連法令に基づき、個別に定められているのに対して、選択的検査対象は、検査院が検査の必要を認めたものに対し、検査官会議の議決を経て指定するところに相違点がある。

また、両者は、国の会計との結び付きの強弱により区分されており、例えば、従来、国の全額出資により設立された特殊法人は必要的検査対象であったが、その後の株式売却により、選択的検査対象へ移行した法人も見受けられる。さらに、公社が民営化により、継続的に検査を行う必要性が薄れたと認められ、検査指定から外れた法人もある。

このような検査対象の状況を踏まえると、以下の点について指摘することができる。

（1）検査対象機関の情報開示

毎年、国会に提出される検査報告においては、当該年次の検査において検査の対象とした団体の概況が記載されており³⁹、具体的な団体名は、その一覧表に見いだすことができる。また、毎年、検査院が刊行している「パンフレット会計検査院」や検査院ホームページにも同様の情報は開示されている⁴⁰。

ただし、これら公表資料を見ても、必要的検査対象の全て（清算中の団体を除く）と選択的検査対象の主な団体が明記されているのみで、選択的検査対象のうち財政援助団体や「国又は国の 2 分の 1 以上出資法人の工事、役務、物品の納入者のその契約に関する会計」については、検査指定されている団体の数しか分からない。これらは、各種組合、学校法人、企業等であり、検査報告の中で具体的な名称が掲記されていれば、当該団体が検査指定されていることが分かるものの、そのような掲記がなければ具体的にどのような団体が検査指定されているかを把握することはできない。

財政援助等を通じて、国の関与の度合いが強い団体については、検査院がその名称を公表していると推測されるが、検査対象機関に対する牽制による抑止効果を高める観点からも、検査院が行う検査に支障を及ぼすおそれがある場合を除いて、可能な限り団体名等の情報開示に努めるべきではないかと思われる。また、検査院は、院法第 23 条第 1 項各号に基づき検査指定を行っているが、検査対象の具体的な公開基準を明らかにする必要がある

³⁸ 東電の検査指定については、重松博之・山浦久司『会計検査制度』（中央経済社、平成 27 年）65 頁を参照。

³⁹ 平成 25 年度決算検査報告では、1261～1264 頁を参照。

⁴⁰ 検査報告等の刊行物には記載されていないが、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則別表（第 8 条、第 9 条関係）に記載されている団体として、公益財団法人総合研究開発機構、公益財団法人塩事業センター、自動車安全運転センター、日本下水道事業団、放送大学学園（いずれも財政援助団体）、阪神国際港湾株式会社（国が資本金の 2 分の 1 未満を出資）がある。

う。

検査報告における検査対象の概況を見ると、当該年次に新たに設立されたことなどにより、検査対象に追加された法人についての説明が脚注で記述されている。検査対象であった法人が完全民営化などにより、検査対象から外れたケースについての説明も同様に記されているが、検査報告が国会に提出されるのは年1回であるため、このような検査の指定状況は、事後的にしか明らかにされない。また、東電は、24年7月に原賠機構から出資を受け国の孫出資法人となっているが、同社を検査指定した経緯については、平成24年度決算検査報告（25年11月）に一部記載があるものの⁴¹、25年10月の検査要請報告に特段記述されていない。

このため、検査指定に係る決定の時期及び理由については、その都度適宜公開するなど、検査院は説明責任を十分に果たすことが求められる。

（２）選択的検査対象の指定の在り方

前述のとおり、国鉄の民営化に伴い、JRグループ各社のうち、JR東日本、JR西日本、JR東海の3社については、14年から18年にかけて検査対象から外れている。他方でJR北海道、JR四国、JR九州、JR貨物の4社は、現在、選択的検査対象として指定されており、検査報告にも各社に係る指摘事項が掲記されている⁴²。JRをめぐっては、27年4月、JR東日本管内の山手線において架線柱の倒壊事故が発生するなど鉄道の安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでおり、参議院の平成25年度決算に関する内閣に対する警告決議でも遺憾の意が示されている⁴³。このため、JRグループ全体を通して、横断的に注視していくことが重要ではないかと思われる。

また、電電公社の民営化に伴い、NTTデータ及びNTTドコモについては、検査指定の見直しが行われ、両社は19年に検査指定から外れている。他方でNTT東日本、NTT西日本、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの3社は、現在、選択的検査対象として指定されている状況にあることから、NTTグループについても同様のことが言える。

現在、選択的検査対象となっている法人について、今後民営化などにより検査指定の見直しが検討されることも予想されるが、その際には検査の継続性について十分留意する必要がある。

また、近年では21年に産業革新機構、企業再生支援機構（現・地域経済活性化支援機構）、25年に農林漁業成長産業化支援機構、民間資金等活用事業推進機構、海外需要開拓支援機構、26年に海外交通・都市開発事業支援機構が設立されるなど、官民ファンドの設立が相次いでいる。政府は、官民ファンドが公的資金を活用して運営されていることなどに鑑み、官民ファンドの運営に係るガイドライン⁴⁴を踏まえて、官民ファンドの活動の評価・検証を行っている。官民ファンドについては、検査院の必要的検査対象又は選択的検査対象と

⁴¹ 『平成24年度決算検査報告』（会計検査院）1178頁

⁴² JR北海道及びJR四国における鉄道施設の維持管理について等がある（『平成25年度決算検査報告』（会計検査院）924～935頁）。

⁴³ 第189回国会参議院本会議録第29号2頁（平27.7.1）

⁴⁴ 25年9月27日 官民ファンドの活動推進に関する関係閣僚会議決定

なっており、検査院は、国が直接又は間接に出資している特殊法人等（官民ファンドを含む）を対象に検査を行い、随時報告「政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について」を27年9月に取りまとめているが、今後、新たに検査対象となる法人についても、ファンドの運営状況等に関して十分に検査が実施されることが望まれる。

5. おわりに

検査院の検査報告の在り方に関連して、省庁の内部監査等により明らかとなった不適切な事態が検査報告において再度指摘されていることについて、検査対象となった経緯、検討過程を具体的に公表すべきことが参議院決算委員会にただされたのに対して、検査院説明員は「検査対象機関が公表した不適切な事態について、更に検査院が検査を行う必要があるかどうかについて検討を行っている。検査対象の判断基準としては、事態の広がり、重大性、事実関係等を総合的に勘案して検査に活用している。」旨の答弁を行った⁴⁵。これに対して、委員より「検査院は検査対象の絞り込みのアプローチを詳細に公表し、国民に対して説明すべき」との意見が述べられている⁴⁶。

このように検査情報の開示については、検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある点を考慮する必要はあるものの、より具体的な情報の開示は、国会審議等における検査結果の十分な活用に資することから、更に改善が図られるべく検討する必要がある。

検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関であり、予算が適切かつ有効に執行されたかを検査する重要な役割を担っている。このため、検査院は、独立性を確保しつつ、国民の理解と関心がより一層得られるよう、諸課題について積極的な見直しを進めていくことが求められる。

【参考文献】

一般財団法人公会計研究協会『会計検査院法の解説』（全国会計職員協会、平成26年）
会計検査院『会計検査院百三十年史』（平成22年）
重松博之・山浦久司『会計検査制度』（中央経済社、平成27年）

（かめざわ ひろのり）

⁴⁵ 第186回国会参議院決算委員会会議録第9号22頁（平26.5.26）

⁴⁶ 前掲注45